

特定外来生物の新規指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）の概要について

令和 8 年 4 月
環境省自然環境局

1. 改正の背景

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制するとともに、特定外来生物の防除に係る規定、輸入品等の検査に係る規定等が置かれている。

今般、フトヒゲカメレオンモドキ及びホソカメレオンモドキについて、同法第 21 条に基づく未判定外来生物の届出を受け、当該未判定外来生物について学識経験者による意見徴収を行ったところ、当該未判定外来生物による生態系等に係る被害のおそれはないという意見を得た。

このことから、同法第 22 条に基づき、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないと判定し、その結果を届出をした者に通知をするとともに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）を改正し、フトヒゲカメレオンモドキ及びホソカメレオンモドキを未判定外来生物から削除する。

合わせて、科名・属名の和名の現在の整理に従い、たてがみとかげ科をイグアナ科に、Anolis 属（アノール属）を Anolis 属（アノールトカゲ属）に修正する。

2. 改正の内容

- (1) 「Anolis barbatus（フトヒゲカメレオンモドキ）」及び「Anolis porcus（ホソカメレオンモドキ）」を未判定外来生物から除外する（別表第 1 関係）。
- (2) 「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に、「Anolis 属（アノール属）」を「Anolis 属（アノールトカゲ属）」に修正する（別表第 1 関係）。